

山陽自動車道岩国市災害

著者：竹國一也

所属：西日本高速道路（株）関西支社建設事業部

論題：山陽自動車道岩国市災害

要旨：

平成17年9月7日、台風14号の影響による豪雨により、高速道路盛土本体が走行追い越し車線の路面を含めて、道路延長方向に約50m、高さ約23mにわたりのり面崩壊した。崩壊した約13,800m³の土砂は高速道路本線に隣接した民家2軒を巻き込み、4名が行方不明となった。2軒とも夫婦2名が居住されており、幸いに1名は救出されたものの、残念ながら他3名は遺体で発見されることとなった。

その後、災害復旧にあたっては被災者の感情を尊重した被災者対応を行いながら、応急復旧から着手することとなった。このような第三者を巻き込んだ災害にあっては、事業者の都合による独自の思いだけでは進めることができず、ご遺族の遺志を尊重した対応が求められ、一方では高速道路というインフラの早期復旧に対する社会的要請もあり、その両者の兼ね合いを図ることが重要となる。

また、災害の原因究明と復旧対策工選定には第三者委員会の設置が急務である。災害の発生を受けて、各種学会等が独自で委員会設置の動きが出てくる。ただし、原因究明と対策工選定は、現場事情を加味せずには策定できないため、事業者との連携が不可欠である。また複数の委員会が設置されて異なる結論となることは避けなければならない。

ここでは、早期復旧に対して高速道路の復旧という公的部分と被災者等個人の財産権をどう扱うかの法整備が求められることと、学会や研究者と事業者が調査検討委員会にどのように関与すれば良いのかの問題提起を行うものである。